



はたらく人の想いと生きる

長野ろくしん

● ホームページ

<http://www.nagano-rokin.co.jp/>

モバイルサイト

<http://www.nagano-rokin.co.jp/mobile/>

スマートフォンサイト

<http://www.nagano-rokin.co.jp/sp/>

● お客様相談窓口

(0120)606-150

● ローン相談専用フリーダイヤル

(0120)1919-48

● 年金・投資信託ほか資産運用相談

(0120)2996-21

● ろうきんダイレクトのご相談

(0120)609-028

● ろうきんインターネットバンキング(団体向け)のご相談

(0120)609-029

長野県労働金庫

ディスクロージャー誌 2014

2014 事業と 財務状況の ご案内

ろうきんディスクロージャー誌



環境に配慮した植物性インキを使用しています。

2014年7月発行

編集:長野県労働金庫 経営企画部

〒380-8611 長野市県町523番地

TEL.026-237-3700

長野県労働金庫

はたらく人の 想いと生きる

“はたらく”とは勤労者が仕事をすることだけではなく、家事や子育てを頑張ること、地域のボランティアや社会貢献のために行動することなども“はたらく”ことであると長野ろうきんは考えています。

“想い”には、時間を超えるつながり（過去の思い出、今の願い、将来の想像、夢）の想い、そしてはたらく人みんなの“想い”（労働組合の想い、非営利運営、共同組織、社会貢献）といった意味が込められています。

はたらく人の“想い”と寄り添い、共に歩み、応援する金融機関であり続けたい。長野ろうきんはそのために挑戦し続けます。





2014年度を新たな始まりの年と位置づけ、 労働金庫としての存在価値を 最大限に高めてまいります。

ごあいさつ

平素より私ども長野県労働金庫をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

今年度も、皆様に当金庫をより一層ご理解いただきたく、ここに「長野県労働金庫ディスクロージャー誌2014」を作成いたしました。ご高覧いただき、当金庫の事業の状況につきましてご理解を賜れば幸甚に存じます。

さて、2013年度の日本経済は、政府が提唱する金融政策・財政政策・成長戦略の三本の矢からなる経済政策による景気回復期待の高まりや、為替レートの円安傾向等の影響を受けた企業収益環境の改善策を背景に、株価などの資産価格が上昇しました。

また、経済政策の効果や輸出の持ち直しなどを背景に、生産現場における受注や設備投資の増加に加え、個人消費も緩やかに持ち直すなど、全般にわたって緩やかに改善する動きが見られました。

こうした環境のなか、中期経営3か年計画の最終年度となる2013年度につきましては、新オンラインシステムへの移行完遂と事業運営の両立を最重要課題として事業に取組み、2014年1月5日より、大きな混乱・障害もなく新オンラインシステムの稼動を開始させることができました。この間、会員・勤労者の皆様には、多大なご理解とご協力をいただきましたことに心より感謝申し上げるとともに、今後は新システムの活用を通じて、より一層会員・勤労者の皆様へのサービスの強化に努めています。

2014年度は、中期経営計画に掲げる“4つの挑戦”の達成に向けての第一歩を踏み出す重要な一年と捉え、一人でも多くのお客様に“長野ろうきんならでは”を実感していただけるサービスを提供するとともに、効率的かつ生産性の高い事業運営に向けた取組みを継続し、健全経営に徹しつつ安定収益の確保を目指してまいる所存です。

会員・勤労者の皆様におかれましては、引き続きのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2014年7月

理事長 奥原 一由



長野県労働金庫の概況 (2014年3月末)

名称	長野県労働金庫
登録金融機関	関東財務局長(登金)268号
本店住所	〒380-8611長野県長野市県町523番地
電話番号	(026)237-3700
ホームページ	http://www.nagano-rokin.co.jp/
創立	1951年(昭和26年)12月
代表者	理事長 奥原 一由
常勤役職員数	378名(男251名、女127名)
店舗数	20店舗(インターネット長野支店含む) ・3出張所・ローンセンター
団体会員数	1,882会員
間接構成員数	250,275人
出資金	2,486百万円
預金残高	569,888百万円
貸出金残高	314,109百万円

※預金残高には譲渡性預金を含みます。

ろうきんの シンボル マーク



シンボルマークは、欧文の「ROKIN」の頭文字のRをデザインしたもので、同時に鳥の親子を表しています。鳥の親子は、愛とやしさ、親から子へと引き継がれるろうきん運動を意味し、ろうきんの親近性を強調するとともに、はばたく鳥は、より発展するろうきんの飛翔を表現しています。また、欧文の頭文字をデザインすることにより、ろうきんの近代性を強調しています。シンボルマークのカラーはブルーです。ブルーは、心理上「知性」「未来」「希望」を連想させるカラーで、ろうきんがめざす近代的なイメージを表現しています。シンボルマークにはろうきんの理念が表現されており、ビジュアル・アイデンティティーの基本として、すべての視覚媒体に使用されています。

CONTENTS

ごあいさつ 2

ろうきんの理念・経営指針

ろうきんの理念 4
長野県労働金庫経営指針 5

業績ハイライト

業績ハイライト2013 6

経営計画

中期経営計画 8
2014年度事業計画 課題別アクションプラン 10

事業概要等

コンプライアンス(法令等遵守)への取組み 12
リスク管理体制 16
内部統制機能 18
生活応援運動の取組み 19
社会貢献活動・環境活動 21

業務のご案内

預金商品・資産運用商品のご案内 24
融資商品等のご案内 26
サービスのご案内 28
手数料一覧 29

長野県労働金庫の概要

ATMのご案内 31
店舗のご案内 32
ローンセンターのご案内 33
組織・役員の体制 34
沿革・歩み 35
全国労働金庫の概況 36

財務データ

単体情報 38
連結情報 58

索引

開示項目一覧 68

ろうきんの理念

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

**ろうきんは
働く仲間がつくった
金融機関です。**

**ろうきんは
営利を目的としない
金融機関です。**

**ろうきんは
働く人目線で考える
金融機関です。**

ろうきんは、労働組合や生活協同組合の働く仲間が、お互いを助け合うために資金を出し合ってつくった協同組織の金融機関です。現在、多くの金融機関がありますが、働く仲間とその家族の生活が豊かになることを目的につくられた金融機関はろうきんだけです。働く人たちの暮らしを支え、快適で暮らしやすい社会づくりをめざします。

ろうきんは、労働金庫法に基づいて、営利を目的とせず、会員（労働組合・生活協同組合などの団体）の一人ひとりを主人公として、公平かつ民主的に運営されています。このろうきん独自の運営に共感する人たちの輪が日本中に広がり、今日における利用者は全国で1,000万人以上、労働組合や生活協同組合をはじめとした多くの仲間に支えられています。

ろうきんの業務内容は、預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりません。しかし、資金の運用方法がまったく違います。働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの大切な共有財産として、住宅・結婚・教育資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

**〈ろうきん〉の目的や
事業の原則は
法律で定められています。**

当金庫は、労働金庫法第5条に定められている右記の3原則に基づき、中期経営計画および年度事業計画を策定し事業運営を行っています。

労働金庫法第5条『事業運営三原則』

- 金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。
- 金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。
- 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

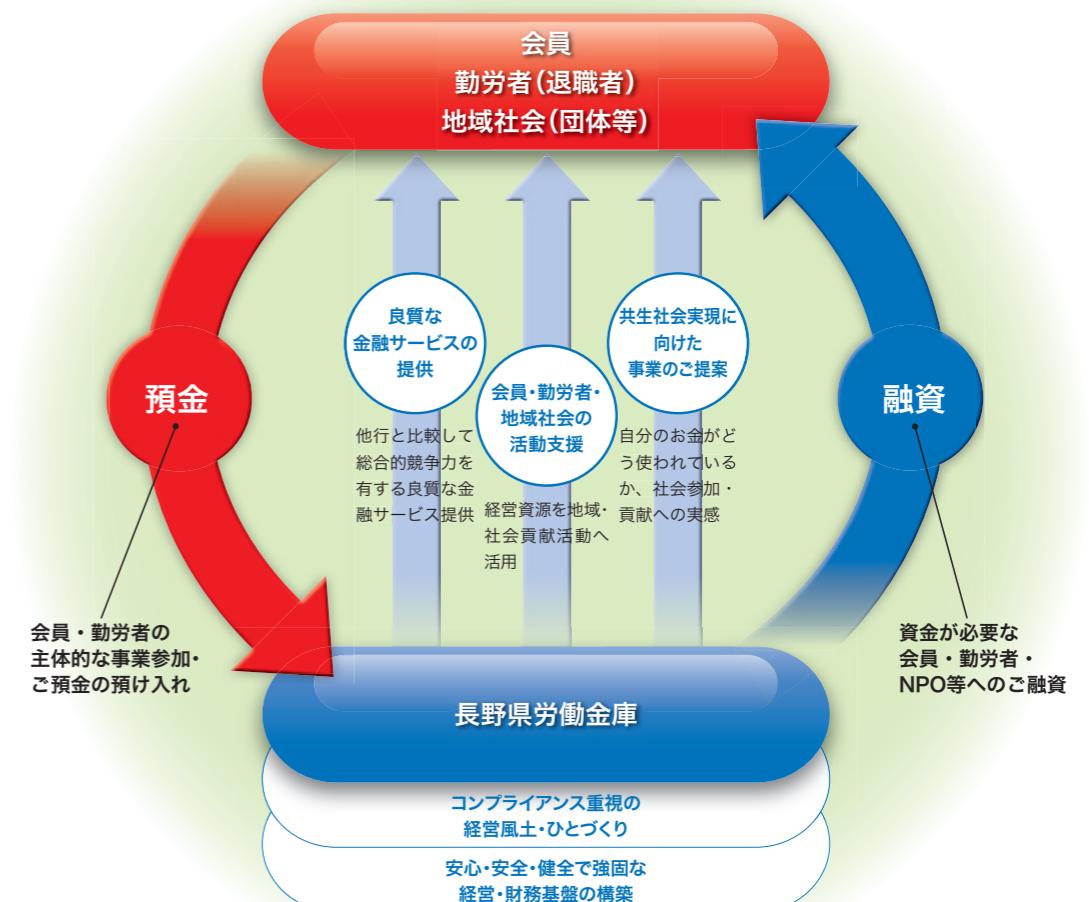
長野県労働金庫経営指針

- 協同組織福祉金融機関としての事業を通じ会員・勤労者・地域社会に「意思のあるお金の循環」の創出を実現します。
- 県内すべての会員・勤労者が良質な金融サービスを享受していただける金融機関としてあります。
- コンプライアンス重視、経営資源の最適配分、人財育成（ひとづくり）を通じて、強固な経営基盤を確立させます。
- 会員・勤労者の貴重な財産をまもるため、安心・安全・健全の経営に徹し“ゆるぎない信頼感”をさらに高めます。

協同組織福祉金融機関として「意思のあるお金の循環」の創出

ろうきんは、はたらくひとのお金が、自分、家族、はたらく仲間、地域社会とともに役に立ち、はたらくひとの想いが生きるお金の循環の拡大に向けて取組みます。

■「経営指針」実践のフレームワーク



業績ハイライト2013

変化の著しい環境にあっても、信頼感のある安定した事業運営を実現するため、確実な経営管理を行い、高い倫理観に基づくコンプライアンス重視の経営姿勢と、適正な収益による財務の健全性の維持に努めてまいりました。

会員・出資金

当金庫の事業基盤である団体会員は、1,882会員となっています。団体会員を構成する間接構成員は、250,275人となりました。出資金の期末残高は、2,486百万円となりました。

預金・貸出金の残高推移

図1

預金については、期中増加額16,131百万円、増加率2.91%、期末残高は569,888百万円、貸出金については、期中増加額5,427百万円、増加率1.75%となり、期末残高は314,109百万円となりました。



資産と負債・純資産の状況

図2 図3

お客様からお預かりした預金・出資金および積立金等は「負債・純資産」として計上されますが、負債のうち99.18%が預金です。また、貸出金、預け金および有価証券等は「資産」として計上されますが、資産のうち50.53%が貸出金で全体の約半分を占めており、次いで金銭の信託・有価証券が25.93%、現金・預け金が22.02%を占めており、お客様よりお預かりした大切な財産の堅実な運用に努めています。



利益の推移

図4

経常収益は、貸出金利息の減少等を要因として、前期比1億34百万円減少しました。また、経常費用は旧システム償却費用等の増加を要因として、前期比1億38百万円増加しました。経常収益が減少したことにより、経常費用が増加したことにより、経常利益は前期比2億72百万円減少し、15億17百万円となりました。

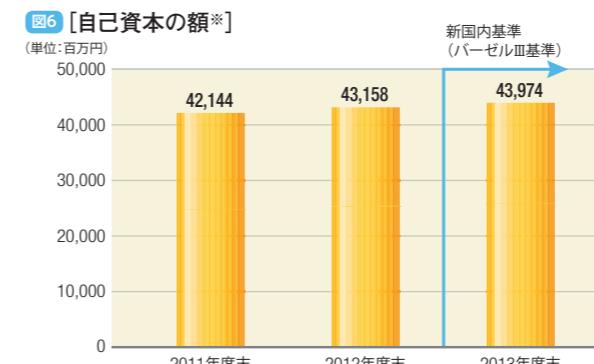
当期純利益は、経常利益減少の影響を受け前期比2億5百万円減少し、10億49百万円となりました。



自己資本の額と自己資本比率

図5 図6

2013年度末の自己資本額は、43,974百万円となり、自己資本比率は、16.62%となりました。
2013年度末より新しい自己資本比率規制（新国内基準（バーゼルⅢ基準））に基づき算出しております。
詳細につきましては、42ページをご覧ください。



※当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」により、自己資本比率を算出しています。
この告示は2013年3月8日に改正され、2014年3月31日から改正後の告示が適用されております。このため、上記「自己資本」のうち、2011、2012年度末については旧告示に基づく自己資本比率算出上の「基本的項目（Tier1）」となります。2013年度末については新告示に基づく「コア資本」となります。



国内基準は 4.00%以上です。
それを下回る場合は、「早期是正措置」の対象になります

用語解説 自己資本比率って何を表していますか？

総資産の中に占める自己資本の割合であり、自己資本の充実度を表す指標です。ろうきんにおける自己資本は出資金と積立金等で構成されています。なお、ろうきんにおける自己資本比率の基準は、海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率基準（国内基準）が適用され、4.0%以上が必要とされています。したがって、自己資本の蓄積度が大きいことは、それだけろうきんの安全性が高いと言ることができます。

算出方法は42ページをご参照ください。

リスク管理債権について

図7

2013年度末における不良債権額等の状況は、「破綻先債権」「延滞債権」「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」の合計で1,795百万円となり、総貸出金に占める割合は0.57%という低水準を維持しています。

また、「破綻先債権」「延滞債権」「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」の合計額1,795百万円のうち、1,759百万円は担保や保証機関等の保証で債権保全が図られ、30百万円は個別貸倒引当金により引当てを行い、保全措置を図っています。

図7 [リスク管理債権について]



用語解説 不良債権って何ですか？

AさんがBさんに100円を1か月、利息5円で貸したとします。翌月AさんはBさんに1,005,000円を返してくれと請求できる権利が「債権」であり、逆に返済しなくてはならないBさんにしてみたら「債務」となります。この1,005,000円が無事返つてくれれば安心ですが、お金を返してもらえない状態になれば、それは不良債権と言えるでしょう。金融機関の不良債権にもいろいろあり、借り手（債務者）の状況で「破綻先債権」・「延滞債権」・「3ヶ月以上延滞債権」・「貸出条件緩和債権」があります。

中期経営計画(2014年度～2016年度)

「発展的進化と変革に向けて再スタートする“4つの挑戦”」

目的

長野県内の働く人とそのご家族の幸せな生活を応援するため、
ろうきんならではの金融サービスを提供し続けます。

その実現のため、必要となる自らの変革を積極的かつ確実に実行します。

Challenge 4つの挑戦

発展的進化と変革に向けて 再スタートする

Challenge

1

会員と地域の働く仲間のネットワークと同じ方向を向いて、協働して事業運営を行います。

Challenge

2

働く人とそのご家族の幸せな生活を応援するために、“長野ろうきんならでは”的金融サービスを提供し続けます。

Challenge

3

この人たちだから、この人だから取引したい、そう思っていただけのチーム・職員としての姿勢と行動を実践します。

Challenge

4

健全経営を実践しつつ安定収益を確保します。また、環境変化に対応して事業を継続します。そのため必要となる自らの変革を実行します。

経営指標・計数計画

貸出金量增加額
30億円達成

預金量
6,000億円達成

OHR(コア業務粗利益対比経費率)
90%未満維持

自己資本比率
15%以上確保

会員やお客様等の期待に応え続けるためのマイルストーン(達成事項)

milestone1・貸出金量增加額**30億円達成**

提案力と商品力からなる“長野ろうきんならではの営業力”的強化に継続して取組みます。住宅ローンについては、これまで以上に安心と満足をキーワードとするトータルサービスを提供し、「車天狗・カードローンマイプラン」などの無担保融資の利用者拡大により、3か年度計で貸出金量增加額30億円を達成します。

milestone2・預金量**6,000億円達成**

働く人のライフプラン実現に向けたサポートの観点に加えて、ろうきんへの預金結集の根幹的な取組みと位置付ける月掛預金の増強などをはじめ、提案力と商品力からなる“長野ろうきんならでは”的強化を継続して取組み、6,000億円を達成します。

milestone3・OHR(コア業務粗利益対比経費率)**90%未満維持**

アール・ワンシステムの導入効果等による事務効率化と、徹底した経費削減の継続によってローコストオペレーションの恒常化に取組みます。また、“長野ろうきんならでは”をより強化・実践するための要員配置や将来志向の戦略的コスト配賦等を通じた業務純益の増加に取組み、経営効率の向上を図ります。

milestone4・自己資本比率**15%以上確保**

市場動向や経営環境を踏まえた各種の経営施策の展開にあたって、戦略的かつ必要なリスクテイク(リスクアセット増加を許容)を行います。また、一定利益の確保による純資産の維持を図るなかで15%以上の自己資本比率の確保に取組みます。

■期末残高

2014年度計画

貸出金 315,109百万円
預 金 582,906百万円

2015年度計画

貸出金 316,109百万円
預 金 594,577百万円

2016年度計画

貸出金 317,109百万円
預 金 606,481百万円

※預金には譲渡性預金を含みます。

■増加額・増加率

2014年度計画

貸出金 増減額:1,000百万円
増加率:0.31%
預 金 増減額:13,018百万円
増加率:2.28%

2015年度計画

貸出金 増減額:1,000百万円
増加率:0.31%
預 金 増減額:11,671百万円
増加率:2.00%

2016年度計画

貸出金 増減額:1,000百万円
増加率:0.31%
預 金 増減額:11,904百万円
増加率:2.00%

2014年度事業計画 課題別アクションプラン(4つの挑戦)

Challenge

1

会員と地域の働く仲間のネットワークと同じ方向を向いて、協働して事業運営を行います。

会員・運営委員会との関係における基本姿勢

働き掛けが充分でなく、“長野ろうきんならでは”を感じていただけていない組合員の方々が労組・職場・地域にはまだまだ多くいらっしゃいます。会員・運営委員会・働く仲間をサポートするネットワーク（労福協等）と連携・協働し、“ろうきん運動”的理解・浸透に向けた情報発信を行います。

運営委員会との連携・協働

各運営委員および営業店職員は、会員組合員の方々等への貢献や役割発揮という使命を共有しつつ、情報共有や積極的な意見交換、運営委員自主活動におけるイベント運営などを通じて、コミュニケーションをより高め、つながりと絆を強めていきます。

お客様ニーズへの対応(同じ方向を向いた会員との協調)

各会員および営業店は、双方向かつ積極的なコミュニケーションを通じて、労働組合や組合員の方々のニーズや課題を共有化し、各会員と一体となって、それら一つひとつの課題・テーマ等を的確に捉えたオーダーメイドな「生活応援運動」を検討・企画し、組合員（構成員）の方々への貢献に協働していきます。

アール・ワンシステム移行後の取組み

会員組合員の方々の利便性の向上はもとより、会員における集配金・振込等に係る取次業務の効率化の観点からも、“個人向けインターネットバンキング（ろうきんダイレクト）”の契約・利用拡大に取組みます。

「ろうきん運動」の地域への広がり

自治体、労福協および長野県暮らしサポートセンターをはじめとする各組織・団体との連携を通じて、各地域の働く方々（未組織勤労者）への認知・想起の向上に取組み、ろうきん各種商品・サービスの利用拡大、地域への「ろうきん運動」の普及・浸透に取組みます。

生協会員との「ろうきん運動」の連携・協働

県内の生活協同組合に対する関係構築や利用促進に向けた働き掛けなど、生活協同組合および生協組合員の方々との取引拡充に取組みます。

社会貢献活動への取組み

「NPO法人／長野県みらい基金」が実施する寄付募集事業プログラムへの参加を通じて、社会が抱える様々な課題の克服に向けて地域で主体的に活動するNPOやボランティア団体の活動支援を行います。

Challenge

2

働く人とそのご家族の幸せな生活を応援するために、“長野ろうきんならでは”的金融サービスを提供し続けます。

“ろうきんローンならでは”的提供(貸出金利用の取組み)

固定・変動金利選択型住宅ローン“選択宣言”については、金利設定など商品市場競争力の確保に努めつつ、特に主力商品である“選択宣言／10年固定金利特約型・全期間変動金利型”をはじめ、安心の長期固定金利型商品（35年全期間固定金利型など）の提供に取組み、様々なお客様のライフプランに対応した商品ラインナップおよび制度・サービスの向上に取組みます。また、住宅ローンのお申込書類の簡素化などの改善にも取組みます。

ライフプラン実現への貢献（資産形成・資産運用のサポート）

働く人の資産形成に向けたメイン商品の一つとして提案する月掛預金（定期性預金）については、会員と連携・協働した「生活応援運動」の取組みの一つとして、年代やライフイベントなど、会員組合員をはじめとした一人ひとりのお客様のニーズに対応した取組みを展開し、積立額の見直し（増額）、新規契約の拡大を図ります。

プレゼンス（存在感）の向上

多くのお客様方にご利用とご好評をいただいている“ATM利用手数料還元サービス”について、引き続き、会員と連携した周知活動等を展開するとともに、「ろうきん運動」における重要テーマの一つである給与または年金受取、各種公共料金やクレジット決済の口座指定などの口座メイン化の取組みを強化します。

Challenge

3

この人たちだから、この人だから取引したい、そう思っていただけるチーム・職員としての姿勢と行動を実践します。

会員およびお客様に対して“どうありたいか”

これまで取組んできた“チーム営業”を実践していくなかで、さらなるチーム力の強化・発揮に向けて、会員やお客様に対する提案力や課題遂行力の底上げを図ります。また、各営業店における取組内容・好事例の共有化や、営業推進に係るノウハウやツール等の共有化など、競いつつも互いに補い合うチーム営業を実践する組織風土の定着・伸展に取組みます。

真摯な経営姿勢の維持

労働金庫法の事業運営三原則（非営利の原則、会員への直接奉仕の原則、政治的中立の原則）の実践を礎に、「ろうきんの理念」の実現と働く人とそのご家族の幸せな生活を応援するために、真摯な姿勢で経営を行います。会員・構成員の皆様に対し、経営上の各種の方針やその結果等に関する説明責任を確実に果たします。また、長野県内の会員の状況の把握に努め、状況に見合う事業運営と各会員への的確な提案・対応に努めます。

コンプライアンス体制の強化

全ての役職員は、金融機関としての社会的使命と公共的使命の重みを認識しつつ、当金庫の倫理綱領に定めた行動規範を日常業務の根幹と位置付け、公正かつ誠実に行動します。

Challenge

4

健全経営を実践しつつ安定収益を確保します。また、環境変化に対応して事業を継続します。そのために必要となる自らの変革を実行します。

健全経営の実践・安定収益の確保

「ろうきん運動」の浸透と拡充を第一義として、会員および運営委員会との連携・協働による“生活応援運動”を機軸とした協同組織金融を実践するなかで、会員組合員をはじめとしたお客様方の期待やニーズ等へのアクションプランの完遂を通じて、預貸金および取引基盤拡大等に係る計数計画の達成に取組みます。

リスク管理機能の強化

当金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで、金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本／期間収益）と対照することによって自己管理型の統合的リスク管理を行います。

また、業務運営上で生じる様々なリスク（流動性リスク・信用リスク・市場リスク・オペレーションリスク等）について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握するなかで、各リスクが顕在化しても最低所要自己資本比率を維持し、一定の期間収益を確保するためのシナリオ分析・収益影響予測など、より多面的なリスク把握に取組みます。

コンプライアンス(法令等遵守)への取組み

コンプライアンスを徹底し、
厳正かつ透明性の高い事業運営と
自己責任による健全経営に努めています。

コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけでなく、企業であれば社内の諸規程、さらには確立された社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。社会的な存在であるおおよそすべての団体・個人が、経営行動を実践するうえで、あるいは日々の生活を営むうえで、このコンプライアンスを求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行う労働金庫とその役職員に対しては、より高いレベル

のコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げられているとおり、ろうきんは、その事業を通じて、「会員が行う経済・福祉・環境及び文化にかかる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」を目指していますので、その経営姿勢には高い倫理性を求められています。

コンプライアンスへの取組み

1. 代表理事の業務執行等にかかる 法令等遵守について

当金庫の理事および監事は、全国労働金庫協会の主催するセミナー、研修等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令等遵守の精神を徹底することがいかに重要であるかについて深く認識しています。

その上で、理事は、理事会の意思決定とそれに基づく代表理事の業務執行の監督に積極的に参加しています。また、監事は、理事会へ出席し、定期的な監査により代表理事の業務執行をチェックしています。

監事監査のチェック項目はかなりの数に上りますが、法令等遵守に関する事項としては、総会および理事会の運営が法令等に準拠したものとなっているか、決算が法令等に沿って実施されているかが代表的なものです。なお、監事監査の実施状況は以下のとおりとなっています。

2. 預金、融資等の業務にかかる 法令等遵守について

① 営業部門と本部各部門の職員に対して、日常的に監督責任者から法令等遵守の指導を行うとともに、庫内外の会議、研修を通じて法令等遵守マインドの醸成に努めています。

② 厳正な内部管理体制の充実・強化を図るため、各営業店・本部においては、相互牽制機能を働かせ、自店検査を実施して内部的チェックを行っています。監査部は、理事会の監督下におかれ、業務執行ラインから独立した立場にて、自店検査が十分機能しているか等、内部統制の有効性・適切性を検証し、監査結果は定期的に理事会に報告しております。

検査・監査項目は各々多岐にわたりますが、その内、現在における法令等遵守に関する事項としては、会員加入申請の審査結果、融資申請の審査結果、及び、犯罪収益移転防止法にかかる対応としての「本人確認事務」「口座開設事由の確認」等において、違法性がないとの検証を代表的なものとしています。

なお、内部監査の実施状況は以下のとおりとなっています。

監事監査の実施状況

実施期間: 2013年6月22日～2014年6月23日
実施対象: 9営業部店、3ローンセンター、2出張所、本部、株長野労金サービス
延べ監査日数: 13日

内部監査の実施状況

実施期間: 2013年4月～2014年3月
実施対象: 19営業部店、3出張所、8ローンセンター、本部、株長野労金サービス
延べ監査日数: 72日

長野県労働金庫倫理綱領 基本原則

労働金庫の社会的責任と公共的使命の自覚

1. 私たちは、労働金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、健全な業務運営に努めます。

きめ細かい金融等サービスの提供

2. 私たちは、お客様の視点に立ち、創意と工夫を活かした金融および非金融サービスの提供等を通じて、勤労者の経済的地位の向上に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営

3. 私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決して背くことのない、誠実な業務運営を行います。

公正かつ透明な事業運営と政治・行政との健全かつ正常な関係の構築

4. 私たちは、自己責任原則を基本とし、公正かつ透明な事業を行います。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保っていきます。

反社会的勢力の排除

5. 私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

経営情報の積極的開示とコミュニケーションの充実

6. 私たちは、経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、会員はもとより、広く社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

倫理重視の姿勢

7. 私たちは、金庫の利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。

難解な倫理問題の積極的な解決

8. 私たちは、難解な倫理問題に直面した時、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造していきます。

個人情報等の取扱い

9. 私たちは、お客様の財産や経済的信用に関する情報をはじめ、様々な情報を預かります。これら情報の管理には細心の注意を払うとともに、特に、個人情報については、関係法令、庫内ルール等の定めに則り、慎重かつ適切に取り扱います。

働きやすい職場環境の実現

10. 私たちは、働きやすい職場環境を実現するとともに、意欲と情熱をもって勤労者福祉運動を実践できる組織風土の構築に努めます。

社会貢献活動

11. 私たちは、労働金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、協同組織の福祉金融機関としての役割發揮を通じて社会貢献活動に積極的に取組みます。

環境問題への取組み

12. 私たちは、企業の社会的責任を果たす観点から、資源の節約や環境保全などの環境問題に取組みます。

代表理事等の姿勢

13. 代表理事等は、本綱領の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底をします。また、金庫内外の声を常時把握し、実効ある庫内体制の整備を行ふとともに、企業倫理の徹底を図ります。

再発防止と厳正処分

14. 本綱領に反するような事態が発生した時には、代表理事等自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行います。

長野県労働金庫のコンプライアンス(法令等遵守)体制



お客様に安心してご利用いただける
「ろうきん」するために、
お客様保護の精神に徹します。

お客様の自由な意思を尊重し、資産および利益を保護するために、当金庫では「お客様サポート等管理規程」を定めています。お客様からの日常業務に係る相談・要望および苦情等をいただき、対応を行う者が遵守すべき手続き等を定めることにより、お客様のご理解と信頼を深め、お客様の正当な利益を保護しています。

また、「金融商品に関する勧誘方針」を定め、お客様に対して誠実・公正な勧誘・説明を心がけ、断定的判断の提供や事実と異なる説明を行わず、お客様説明の適切性および充実性の確保に努めています。

さらに、当金庫とお客様の間、および当金庫のお客様相互間において利益が相反する状況（利益相反）を未然に防止するため、「利益相反管理方針」を定め、お客様の保護を図っています。

預金者保護に対する取組み

お客様が安心してお取引いただけたこと、それが長野ろうきんの願いです。

当金庫は、偽造・盗難キャッシュカード問題を経営上の重要な課題として捉えて、次のとおり対応しています。

- 1日当たりのATMご利用限度(お引出し)額の設定
- ATMでの暗証番号変更
- 類推されやすい暗証番号の使用制限
- ATM画面の覗き見防止
- 類推しやすい暗証番号を利用しているお客様への注意喚起
- ICカードの発行
- 偽造・盗難キャッシュカードによる被害に対する補償

保険募集および共済募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売・募集等に努めます。

当金庫で取り扱っている保険商品および共済商品の募集にあたっては、各種法令等に従い、「保険募集指針」・「共済募集指針」を定めています。お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し適正な販売・勧誘活動を行います。

お客様からの苦情等への対応

当金庫は、当金庫の事業運営に関してお客様よりいだく「不満足の表明」を真摯に受け止めます。これが、当金庫の健全な発展のための重要なメッセージであることを十分認識したうえで、ご不満などの解消とその原因となった事項の改善に向けて適切に対応し、お客様の信頼と満足度向上に取組みます。

苦情等への対応（金融ADR制度への対応について）

① 苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に、公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に、営業店（電話番号は32ページ参照）または長野県労働金庫お客様相談窓口（電話：0120-606-150）にお申し出ください。

② 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日にお客様相談窓口（電話：0120-606-150）またはろうきん相談所（9時～17時、電話：0120-177-288）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等に取り次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し込みいただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立について、お客様のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事案を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

長野県労働金庫は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客様の個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の取得について

当金庫は、お客様とのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報をお預かりいたします。

2. 個人情報の利用について

- (1) 当金庫は、お客様の個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- (2) 当金庫は、お客様が所属する労働組合等（会員団体）との間で、お客様の個人情報を共用させていただいている。
- (3) 当金庫は、お客様の個人情報の取り扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客様の個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- (4) 当金庫は、お預かりした個人情報を、お客様の同意がない第三者への提供・開示はいたしません。

3. 個人情報の管理について

当金庫では、お客様の個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、セキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

4. 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客様が、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫窓口（下記に記載のお問合せ先）までご連絡ください。

5. 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人情報管理責任者をおき、お客様の個人情報が適正に取り扱われるよう、従業者への教育を徹底し、適正な取り扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取組みを見直し改善いたします。

6. 個人情報等の法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱いいたします。

7. お問合せ先

《長野県労働金庫業務統括部》
TEL0120-625-371 FAX026-237-3767
受付時間平日9:00～17:00
e-mail : gyomu-s@nagano-rokin.co.jp

反社会的勢力に対する基本方針

長野県労働金庫は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たし、会員・お客様並びに地域社会から信頼される公正で健全な金庫を目指すため、反社会的勢力とは断固として対決します。

・(反社会的勢力に対する姿勢)

1. 当金庫は、反社会的勢力による不当な介入を排除し、毅然とした態度で反社会的勢力と対決します。

・(不当要求の拒絶)

2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対して

は組織として対応し、断固として拒絶します。

・(体制の整備)

3. 当金庫は、反社会的勢力を排除するための報告体制、対応マニュアル等を定め、全役職員に周知徹底します。

・(外部専門機関との連携)

4. 当金庫は、反社会的勢力との対決に際し、平素より警察、弁護士、公益財団法人長野県暴力追放県民センター等との連携強化を図ります。

金融商品に関する勧誘方針

長野県労働金庫は、金融商品の取扱いに関しまして次の事項を遵守し、適切な勧誘に努め、お客様の利益の保護を図ります。

1. 当金庫は、金融商品をお勧めするにあたり、お客様の金融商品取引の目的・知識・経験及び財産の状況に照らして、お客様にとって適切な商品の勧説を行います。
2. 金融商品の選択・ご契約につきましては、お客様ご自身の判断によりお決めいただきます。その際、当

金庫は、お客様に適切なご判断をいただくことを目的として、適正な情報提供、商品内容及びリスク内容等の重要事項についてわかりやすい説明に努めます。

3. 当金庫は、お客様に対し、誠実で公正な勧説・説明を常に心がけ、断定的な判断や事実と異なる説明等によってお客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お客様にとってご迷惑となるような時間帯、場所及び方法での勧説は行いません。

※その他の方針につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

<http://www.nagano-rokin.co.jp/> 長野ろうきん 検索

2014年6月30日現在

リスク管理体制

基本方針

金融の高度化、多様化、グローバル化が進む中で、当金庫が直面するリスクは、量的に増大しているだけでなく、質的に複雑化してきています。

当金庫では、リスク管理を経営の重点課題の一つと位置づけ、その強化・厳正化に努めています。

統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」、「市場リスク」、および「オペレーションナルリスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が顕在化しても最低所要自己資本比率を維持するように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的にALM委員会およびオペレーションナルリスク管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないよう努めています。

各種リスクへの取組み

1. 信用リスク

与信先（貸出先等）やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク（貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク）が、いわゆる「信用リスク」です。

①当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。

②有価証券等、信用リスクを有するその他の資産についても、取得にあたって、当金庫で定める資金運用管理細則等に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、過大な信用リスクをとることがないよう努めています。また、定期的な自己査定を行い、取得後の事情変化についても追跡管理しています。

2. 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、資産・負債全体の市場リスク量をVaR（バリュー・アット・リスク）により四半期毎に計測し、市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理しています。

また、「市場リスク」のうち「金利リスク」については、複数の金利変動シナリオに基づいて定期的にシミュレーションを行うことにより、金利変動による収支損益の変動額を把握するとともに、資産・負債のBPV（ベース・ポイント・バリュー）を算出し、金利変動による現在価値の変動額を把握しています。

3. 流動性リスク

通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、金融機関が損失を被るいわゆる資金繰りリスクが「流動性リスク」です。

当金庫では、資金繰りに関する管理規程・手続き等を定め、金庫業務全般において発生する様々な資金フローについて資金繰りリスクの管理を行っています。

4. オペレーションナルリスク

業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーションナルリスク」です。

当金庫では、オペレーションナルリスクを以下のとおり区分し、管理しています。

①事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクが「事務リスク」です。

当金庫では、事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確にあるいはタイムリーに行われているかをチェックする内部監査を強化するとともに、研修による職員の事務処理の習熟、オンラインシステムのチェック機能の活用などによりリスクの削減に努めています。

②システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備やコンピュータが不正に使用されることにより、損失を被るリスクが「システムリスク」です。

①当金庫のオンラインシステムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫総務センターが行っています。同センターは、付近に活動層がないなど良質な地盤を立地として選定し、オンライン機器を設置した電算棟は建築基準法の定めの1.5倍の耐力保持が可能な設計になっているなどの地震対策を行っています。

また、万一、労働金庫総務センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

②当金庫においては、重要なデータファイルの破損・障害への対策としてデータファイルのバックアップの取得等を行いシステムの安定確保に努めるとともに、「セキュリティポリシー」に基づいたセキュリティスタンダード等の具体化をはかり、情報資産の適切な管理と保護強化に努めています。

5. 法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約にかかる不備等により損失を被るリスクが「法務リスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンスマニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士や監査法人等の外部の専門家に相談を行っています。

6. 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、および差別的行為（セクシュアルハラスメント等）により損失を被るリスクが「人的リスク」です。

当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および能力・行動基準に基づく能力等級制度と職務・役割基準に基づく職群等級制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等を防止する取組みとして相談窓口を常設しています。

5. 有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

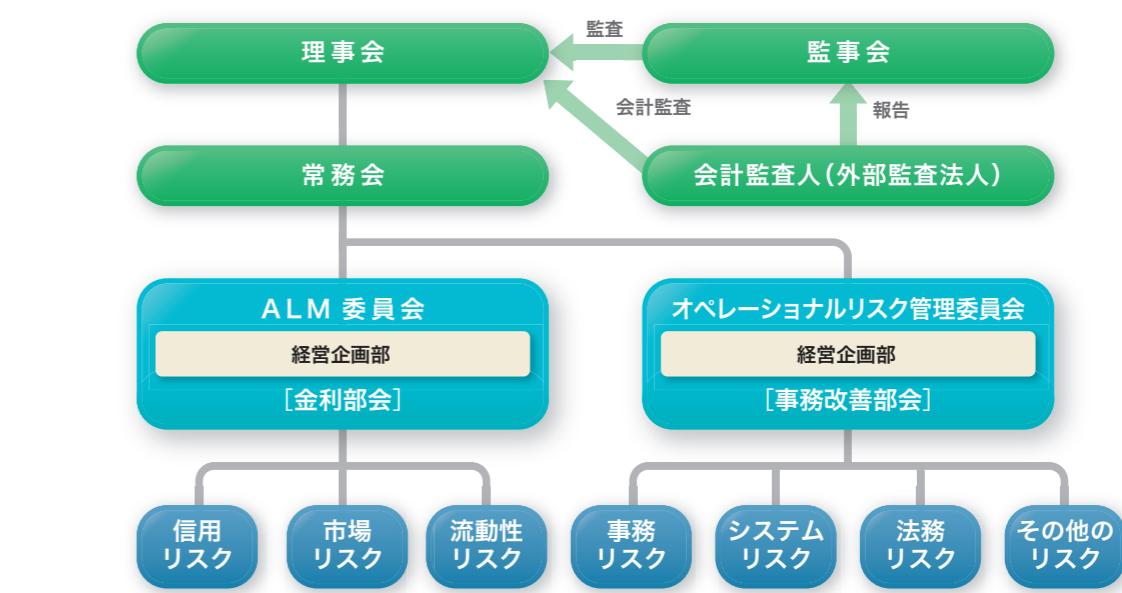
当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施に努めています。

6. 風評リスク

当金庫に対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応するために営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

リスク管理体制



内部統制機能(内部統制機能の整備に関する基本方針)

1. 理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当金庫は、「ろうきんの理念」および「中期経営計画」に基づき、理事の職務の執行が、法令および定款に適合するための体制を整えています。

理事会は、「倫理綱領」「行動規範」等を含む「コンプライアンスマニュアル」をはじめ、コンプライアンス体制にかかる規程等を定め、法令、定款ならびに社会規範を遵守する体制を構築しています。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

理事会は、「理事会規程」「常務会規程」および「文書等管理規程」等を定め、理事の職務執行に係る情報(総会・理事会・常務会等の議事録、起案書等)について、作成・保存しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程 その他の体制

当金庫は、事業運営に関する損失リスクを、信用、市場関連、流動性、オペレーションの各リスクに分類して、その評価と管理に努めています。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

理事会は、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「理事会規程」等経営に関する基本規程等を定め、これらの規程等に従い、意思決定を円滑に進めること、および、牽制機能の発揮できる体制を整えています。

5. 職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

理事会は、コンプライアンスマニュアルやコンプライアンスプログラム、その他コンプライアンス体制にかかる規程を定め、法令および定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための規範としています。

6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

理事会は、監事会の求めに応じて、監事の職務の執行遂行を補助する体制を確保するものとし、理事長は、前項の体制を確保するため、監事と協議の上、必要な場合人員を配置しています。

7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

理事長より監事の職務を補助すべきと指名された職員は、監査業務に必要な命令を監事より受け、その命令に関して、理事や部門長等の指揮命令を受けないことはもとより、解任、人事異動についても監事の同意を得ることとしています。

8. 理事および職員が監事に報告するための体制 その他の監事への報告に関する体制

理事会は、理事会等における決定事項のほか、当金庫に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットライン制度等による通報状況およびその内容を、すみやかに監事に対して報告する体制を整備しています。

9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人からの監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うほか、会計監査人に對し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとしています。

10. 金庫および金庫の子会社における業務の適正を確保するための体制

- ①理事会は、当金庫および子会社における業務の適正を確保するための体制を構築しています。
- ②理事は、子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を見出した場合には、監事に報告するものとしています。

生活応援運動の取組み

会員・勤労者のニーズや悩み、課題を明確化し、その解決に向けた幅広い提案活動を行うなど、生活応援運動を通じてライフプランをサポートします。

生活応援運動

勤労者の「お金」にまつわる諸問題を、ろうきんが会員労働組合との連携のもとで情報の提供や相談、具体的な提案・アドバイスを行う運動です。

勤労者の生活支援

- ①ライフステージやテーマ等に対応した各種相談会・学習会・セミナーの開催
- ②営業店における休日相談窓口の開設など相談体制の充実
- ③各種ローン商品の周知および活用

生活防衛

- ①会員と連携したクレサラ・多重債務等への機動的な相談対応
- ②ネットワークを活用した多重債務救済スキームの活用
- ③高金利カードローン等からの借換運動による生活改善

生涯生活設計

- ①若年層に対する計画的な貯蓄の重要性の理解浸透に向けた生活設計支援
- ②働く人とそのご家族の将来に向けた資産形成支援
- ③長野県労働者福祉協議会・労働団体・全労済との連携

勤労者の生活支援に向けた取組み

会員における相談会や平日夜間・休日相談会等を開催し、勤労者の皆さまの相談にお応えしています。また、

生活改善に向けた取組み

勤労者の皆さまの将来の生活設計を見据えた解決策の提案を行っています。

2013年度は、各種セミナーの開催や、高金利からの借り換え・多重債務に関わる相談対応等の「多重債務救済の取組み」を継続実施しました。

また、会員をはじめ、長野県労働者福祉協議会、暮らしサポートセンター、長野県多重債務者対策協議会、市町村、弁護士および司法書士・消費者団体等のネットワークを活用し、周知活動や相談活動を強化しています。

各種セミナーの開催

セミナー分類	会員労働組合		その他(地域開催等)		
	組合数	開催回数	参加人数	開催回数	
新入組合員関係	216	254	3,192	0	0
ライフプラン関係	116	147	3,630	2	180
年金関係	30	39	564	32	485
資産運用関係	3	4	141	0	0
消費者教育関係	18	21	817	0	0
その他	38	45	1,400	3	35

高金利からの借換えおよび多重債務に関わる相談

相談件数	相談金額	
	58件	146,390千円

生涯生活設計

「ライフプランセミナー」「クレサラセミナー」等、当金庫が実施している各種セミナーの充実をはかり、会員勤労者の皆さまのお役に立つ情報提供を行っています。また、会員や地域で開催される各種セミナーへ講師を派遣しています。

ライフプランセミナーの開催(あづみ野支店)

「ライフステージに合わせた家計の設計と賢いお金の貯め方・借り方」というテーマの下、ライフプランセミナーを開催しました。このセミナーは、組合員の皆さまから、ライフプランや資産形成セミナーの開催を望む声を多く頂いたことから実現したものです。

セミナーにご参加いただいた皆さまより、「将来のことじっくり考える機会が持ててよかったです」

「分かりやすく興味深い内容だった」等の声をお寄せいただきました。今後も組合員の皆さまにとって有益な情報提供となるセミナーの開催に取組んでまいります。



社会貢献活動・環境活動

高校生のための金融セミナー（飯田支店）

阿智高校において、3年生を対象に金融セミナーを開催しました。高校生の皆さんのが、進学・就職で社会に出て行くにあたり、マネートラブルに巻き込まれることなく過ごしていただきたいとの願いを込めて、飯伊地区暮らしサポートセンターと連携し、開催しています。受講生から、「大変勉強になった」「受講して良かった」という声をいただきました。

生徒のみなさんの感想

- これから社会に出て行くための心構えができる良かったです。
- 詐欺にも色々な種類があることを知りました。
- 今まで金利のことがよく分からなかったけれど、今日のセミナーで理解できました。
- マネートラブルはお年寄りの方々を狙ったものが多いと思っていましたが、最近は若い人達を狙ったものもあることを初めて知りました。勉強になりました。



住宅計画セミナー

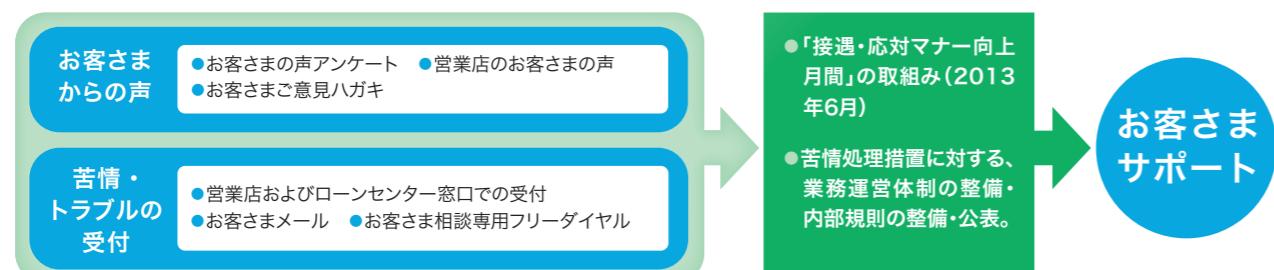
会員・組合員の皆さまの住宅計画にお役立ていただくことを目的に「勤労者のための聞き逃せない住宅計画セミナー2013」と題したセミナーを開催しました。

消費者の立場に立った講演について、参加者の皆さまからは「内容がわかりやすく本当に良かった」「すごく為になってあっという間に時間が過ぎていった」という喜びの声をお寄せいただくことができました。

お客さまサポートに対する取組み

■ 2013年度の取組み

お客さま相談窓口を充実させるとともに、「お客さま満足度に関する調査」や「住宅ローン新規契約者を対象としたアフターインケート」など各種アンケートを実施し、お客さまからのご意見・ご要望等を商品、制度、職員の接遇の改善等に反映させています。



住宅ローンアフターインケートにおいて、お客さまより「好感の持てる職員」として名前を挙げていただいた回数の多い職員を対象として住宅ローン「販売CSエクセレント」表彰を行い、右のグリーンバッジを付与しています。



長野ろうきんのCSのシンボルであるこのバッジに咲く花の名は「ムラサキハナ」。花言葉は知恵の泉、優秀などがあります。

社会貢献活動

ろうきんの理念のひとつである「人々が喜びをもって共生できる社会」の実現に寄与するため、さまざまな社会貢献活動に取組んでいます。

1. 地域に根ざした福祉活動

各営業店では、地域の皆さま方との交流を大切に、運営委員会の企画・運営による地域に根ざした活動を広げております。また、各種活動を通じた収益金は、様々な団体へ寄付等をさせていただいている。

※運営委員会は、各営業店単位で会員から選出された運営委員長と運営委員により構成され、各営業店における推進活動の中心的役割を担っています。



2.『東日本大震災』被災者支援の取組み

当金庫では2011年3月11日に発生した「東日本大震災」にかかる被災地復興支援のため、以下の取組みを行ってまいりました。

①口座振替による震災遺児への支援の実施

親を亡くした子供達を支援・応援すること目的に、口座振替によるあしなが育英会「東日本大地震・津波遺児募金」に取組んでいます。

②振込手数料免除措置の実施

当金庫が指定する災害義援金口座への送金にかかる振込手数料の無料化を実施しています。

③絵本「ひまわりのおか」の取組み

宮城県石巻市にある大川小学校では東日本大震災の大津波により多数の児童と教職員が犠牲になられました。その大川小学校に通っていた我が子を亡くされた8名のお母様方が出版された絵本「ひまわりのおか」を地域の保育園や児童施設に贈るため、一部営業店の運営委員会自主活動において募金活動等に取組みました。

3. ピンクリボン運動支援の取組み

2011年11月より「ハートフル・キャッシュポイント・プロジェクト」を実施し、ピンクリボン運動を支援しています。

「ハートフル・キャッシュポイント・プロジェクト」とは、当金庫のキャッシュカード（ローンカード含む）をお持ちのお客さまが、当金庫またはセブン銀行のATMにおいて入出金のお取引をいただいた場合、“その1取引につき1円”を年間集計し、当金庫が公益財団法人日本対がん協会「乳がんをなくすほほえみ基金」へ寄付を行う活動です。

また、2013年10月に発売いたしました「わたしの積立 chou-chouシリーズ」の年間お積立合計額の0.05%を当金庫が負担し、同協会への寄付を通じた支援にも取組んでいます。

皆さまのご協力により、2013年度分として合わせて1,876,005円を寄付させていただきました。

(1) ハートフル・キャッシュポイント・プロジェクト

1,741,512円 (2013年4月1日～2014年3月31日)

(2) chou-chouシリーズ

134,493円 (2013年10月1日～2014年3月31日)



ピンクリボン運動とは

乳がんの正しい知識を広め、早期発見・早期治療の大切さを訴える世界的な運動です。

4. NPOボランティア団体への支援活動

当金庫では「長野県みらいベース^{※1}」を通じ、地域で様々な活動に取組まれているNPOやボランティア団体の支援を行っています。2013年度は5団体に2,400,000円を助成させていただきました。

なお、この助成金には、当金庫が拠出しました寄付金等に加え、景品ポイント制度における「社会貢献ポイント^{※2}」としてお客様からお寄せいただきました871,075円が含まれています。

※1 特定非営利活動法人長野県みらい基金では、資金不足に悩む非営利の公共的活動を紹介し、寄付という形で応援するホームページ「長野県みらいベース」を運営しています。当金庫は寄付者の名を冠した基金を設立し、地域を応援する「冠寄付・助成プログラム」に参加しています。

詳しくは特定非営利活動法人長野県みらい基金のホームページをご覧ください。

※2 社会貢献ポイントとは、預金・ローンなどのお取引内容をポイント換算し、その獲得ポイントに応じて景品と交換いただける「景品ポイント制度『貯まるTHEポイント』」におきまして、景品交換ではなく、当金庫の社会貢献活動の支援のため、お客様方が拠出いただいたポイントを言います。(景品ポイント制度「貯まるTHEポイント」の詳細は、窓口へお問合せいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。)

団体名	所在地	用途	助成金額(円)
特定非営利活動法人 生活応援ネットスキップ	飯田市	やらまいか塾（団塊世代の出会いの場、仲間づくり）開催	500,000円
特定非営利活動法人 どんぐり福祉会	長野市	農業資材、農機購入	496,609円
特定非営利活動法人 夢トライ	松本市	イベント型ワゴン、パン陳列棚、ラウンド棚、ディスプレイ	500,000円
特定非営利活動法人 まつもと子ども留学基金	松本市	寮の運営	500,000円
特定非営利活動法人 長野県水辺環境保全研究会	長野市	松原湖清掃ダイバー関連	403,391円
			合計 2,400,000円

5. 会員組合広報推進活動

2013年度も「ろうきん・組合広報宣伝コンクール」を実施し、長野県内の多くの会員から、多数の創意工夫をこらした作品をご出展いただきました。

「2013ろうきん・組合広報宣伝コンクール」入賞会員

最優秀作			
・NTN労働組合長野支部	(伊那支店)		
優秀作			
・長野県職員労働組合本庁支部	(本店営業部)	・日本電産サンキヨー労働組合伊那支部	(伊那支店)
・千曲バス労働組合	(佐久支店)		
佳作			
・オリンパス労働組合長野支部	(伊那支店)	・小諸市田製作所労働組合	(小諸支店)
・ツルヤユニオン	(小諸支店)	・富士通システムズ・イースト労働組合信越ブロック	(長野東支店)
・ルビコン労働組合	(伊那支店)	・JAM TPR労働組合	(諏訪湖支店)
・NTT労働組合持株グループ本部コムウェア信越分会	(本店営業部)	・京セラ労働組合長野岡谷支部	(諏訪湖支店)
・JAMマルヤス機械労働組合	(諏訪湖支店)	・新光電気労働組合	(長野東支店)
・IHIシバウラ労働組合	(松本支店)	・千曲市職員労働組合	(更埴支店)
創刊賞			
・信濃町職員労働組合	(長野東支店)		

6. 各地方自治体との連携活動

各地方自治体と連携し、「市町村協調融資制度」を実施しています。詳細は最寄りの店舗窓口にお問い合わせください。

7. 障がいをお持ちの方とのお取引等について

障がいをお持ちのお客さまに対する各種手数料の無料化^{※3}を実施しています。また、全店舗において車椅子使用者用の記帳台を設置しています。

※無料となる手数料の詳細は、29・30ページの手数料一覧をご覧ください。

8. 職業訓練者支援活動

優れた技能者を育成するためのサポートを目的として「技能者育成資金融資」を取扱っています。また、雇用保険を受給できない求職者の方の職業訓練受講期間中の生活支援を目的として「求職者支援資金融資」を取扱っています。

詳しくは、長野県内のハローワークにご相談ください。

9. 次世代認定マーク「くるみん」の取得について

当金庫は、2014年2月3日付で厚生労働省長野労働局より、次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」に認定され、次世代認定マーク「くるみん」を取得いたしました。今後も引き続き、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を推進するとともに、ワークライフバランスの実現に向けて両立支援に取組んでまいります。

「次世代育成支援対策推進法」とは

次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を国や地方公共団体・企業が一体となって進めるために制定された法律です。



環境活動

地球の自然環境に真摯に向き合い、環境問題にも積極的に取組んでいます。

1. 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」を遵守した取組み

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」は、地球の未来を憂い、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動原則として環境省が主導して策定されているものです。当金庫も本原則の主旨に則り、環境金融への積極的な取組みを実施しています。

2. 環境美化活動

当金庫は環境美化活動を行っています。

本店においては毎月定期的に清掃活動を行うなど、地域環境美化に向けた取組みを継続実施しています。

3. その他の取組み

当金庫において作成する一部の印刷物には、地球環境に配慮した、ベジタブルインクを採用しています。

また、CO₂排出量の低減をめざし、一部の店舗においては、地球環境にやさしい「ソーラーエネルギー」を使用しています。(2014年7月1日現在・4店舗に設置)



長野ろうきんの最新の活動状況・サービス内容は、下記URLよりご覧いただけます。

社会貢献活動、環境活動に関する情報を掲載しています。また過去のディスクロージャー誌より、過去の活動実績もご覧いただけます。

長野ろうきんホームページ | <http://www.nagano-rokin.co.jp/> | 長野ろうきん 検索

預金商品・資産運用商品のご案内

2014年7月1日現在

預金商品

■ 毎日の暮らしをサポートする便利な預金

預金の種類	期間	しくみ・特徴
総合口座	一	「貯める・受取る・支払う・送金する・借りる」の機能をセットした便利な口座。
流動性預金	普通預金	出し入れ自由 給与振込・年金等の受取り口座や公共料金・クレジット等の自動支払いなど日常の生活にご利用いただける預金。 ●普通預金には、通帳不発行口座の普通預金もございます。通帳を発行せずキャッシュカードでのお取扱いとなります。お取引内容は、利用手数料無料の「ろうきんダイレクト（インターネット・モバイルバンキング）」もしくは預金取引明細表の発行（1回108円）にてご確認いただけます。
	普通預金無利息型	出し入れ自由 預金保険制度により全額保護される普通預金。お利息はつきません。 通帳不発行口座もご利用いただけます。
	貯蓄預金	出し入れ自由 お預け入れ残高に応じて、金利が段階的にアップする預金。
	通知預金	7日以上 まとまった資金の短い期間の運用に適した預金。 (お引出しお場合は、お引出しだの2日前までにご連絡ください。)

■ まとめた資金を安全な資産で運用

預金の種類	期間	しくみ・特徴
スーパー定期	1か月以上10年以内	1,000万円未満の資金の運用に適した定期預金。
自由金利型定期預金（大口定期預金）		1,000万円以上の大口資金の運用に適した定期預金。
ワイド定期（期日指定定期預金）		・最長預入期間（3年）を定めて預け入れ、1年経過後の任意の日を1か月前までの指定により満期日とすることができます定期預金。 ・1年を経過すれば、1円以上の一部お引出しが可能で、お利息が1年複利で計算される定期預金。
変動金利定期預金		6か月ごとに金利が変動する定期預金。
譲渡性預金		5,000万円以上で債権譲渡可能な定期預金。 (預金保険制度の対象外預金です。)
年金指定定期預金		年金受取口座を「ろうきん」に指定された方がご利用いただける定期預金。 (お預け入れは300万円までです。)
スーパー年金口座定期預金		年金受取口座を「ろうきん」に指定された方がご利用いただける定期預金。 (お預け入れ金額に制限はありません。)
退職金専用定期預金		3か月・6か月・1年・3年・5年 退職金支給日から1年内に退職金を当金庫へお預けいただける方にご利用いただける定期預金。
相続定期預金		当金庫所定の相続手続きにより、相続による預金戻戻が発生してから3ヶ月以内に相続金をお預けいただける方がご利用いただける定期預金。
虹の定期預金		「ろうきん」の財形預金を退職時に解約した金額の範囲内でお預け入れいただける定期預金。

■ 目標や夢にあわせて自由に、計画的に

預金の種類	期間	しくみ・特徴
一般財形	5年以上	積み立てを継続しながら、1年を経過すればお引出しが可能になる多目的な資金づくりに適した積立預金。
財形住宅		住宅の新築・購入・増改築などのマイホームのご計画にあわせた住宅資金づくりに最適な積立預金。
財形年金		満60歳以降に年金タイプでお受取りいただく、将来に備えた私的年金資金づくりに最適な積立預金。

預金の種類	期間	しくみ・特徴
積立型	エース預金	3年以上 「一般型」「満期日指定型」「年金受取型」の3タイプがあり、ライフプランにあわせて自由に積み立ていただける預金。（「一般型」は積立期間の定めはありません。）
	わたしの積立 chou-chou シリーズ	3年以上 (フトゥールは制限なし。) 仕事に、家事に、育児に、毎日がんばって「はたらく」女性を応援するための女性専用積立預金。目的別に「シュシフトゥール、こども積立シユシュ、シュシブリュス」の3タイプからお選びいただけます。（こども積立シユシュは16歳以下の子様の保護者の方であれば男性のお客様にもご利用いただけます）

商品名	期間	申込単位	特徴・留意点
国債	長期利付国債	10年 5万円	国が発行する安全性の高い債券です。満期日の元本の償還や半年ごとの利子のお支払いは国が行います。
	中期利付国債	2年 5万円	
	個人向け国債	10年 1万円	
		5年	
		3年	
投資信託			お客様のさまざまな資金運用ニーズにお応えするため、各種の投資信託商品をお取扱いしています。値動きのある有価証券を中心に投資するため、高い収益が期待できる反面、価格変動や為替市場の変動などによって投資元本を割り込むことがあります。

※当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託および登録業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務を行っておりません。

新商品のご案内



定期預金について	ご利用いただける方	個人の方
	預金種類	スーパー定期・大口定期
	お預け入れ金額	投資信託購入相当額を上限とします。
	お預け入れ期間	ただし、投資信託購入相当額と定期預金の同時お申込み合計額が20万円以上のお取引を、特別金利適用の対象といたします。
	お預け入れ期間	他の金利優遇制度との併用はできません。●「ろうきんダイレクト」ATMによるお預け入れは特別金利適用の対象外となります。●特別金利の適用は、他金融機関からのお預け替え等新たな資金でのお預け入れ、現金またはお振込等により普通預金・貯蓄預金からのお預け入れの適用となります。※他の定期預金（財形貯蓄・エース預金を含む）からのお預け替えは対象外といたします。ただし、退職金専用定期預金からのお預け替えは特別金利適用の対象といたします。●特別金利の適用は、初回満期日までの期間に限りさせていただきます。●満期日以降は、満期における店頭表示金利により、当初お預け入れ時と同期間、自動継続型の通常定期預金に移行します。●中途解約の場合には、当金庫が定める約定期間に応じた中途解約利率を適用いたします。●2013年1月1日から2013年12月31日までの間にお受けになれる利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%の税金がかかります。(国税15.315%、地方税5%)また、税引後利率は小数点以下第3位未満を切り捨てて表示しています。
投資信託について	投資信託にかかる手数料などの諸費用について	投資信託は、ご購入時、保有期間中、分配金受取時、換金時等に各種手数料や税金がかかります。手数料はファンドにより異なりますので、手数料等の詳細につきましては、各ファンドの目論見書をご確認ください。なお、手数料など諸費用の合計額については、投資信託の銘柄や保有期間に異なりますので、表示することができません。
	投資信託にかかるリスク等について	●投資信託をご購入の際には、投資信託説明書（交付目録見附）および契約締結前交付書面をお読みいただき、内容を十分にご理解の上、お申込みください。●投資信託は預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当金庫で取扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は、投資対象として組み入れられた有価証券（株式・債券等）の価格変動や発行体の信用状況の変化、金利変動、為替相場の変動などにより基準価額が下落して、お受取金額が投資した元本を割り込む場合があります。（投資信託は元本および分配金が保証されている商品ではありません。）●投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入されたお客様に帰属します。●投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行い、当金庫が行うものではありません。●投資信託のお取引は、クーリングオフ制度の対象外です。●当資料は当金庫が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
	お預け入れ期間	店頭に説明書をご用意しております。詳しくは窓口までお問い合わせください。

融資商品等のご案内

2014年7月1日現在

ローンの種類	お使いみち	ご融資限度額	ご返済期間	しくみ・特徴
カードローン	マイプラン 自由 ※事業性資金、投機的資金を除きます。	300万円		ご利用限度額（極度額）の範囲内で繰り返しご利用いただけます。
	フリーローン 「MATCH」 自由 ※事業性資金、投機的資金、負債整理資金を除きます。	300万円	10年以内	お申込み簡単で、手続きスピーディー。
	カーローン 「車天狗」 車に関する費用	500万円	10年以内	車・バイクの修理、免許取得費用等にもご利用いただけます。
	教育ローン 教育関係費用全般に	500万円	15年以内	固定金利型は6年6か月を限度に元金据置方式（利息のみ返済）をご利用いただけます。
	リフォームローン 新築、増改築および土地購入等住宅資金に	1,000万円	20年以内	住まいのリフォーム全般にご利用いただけます。
	多目的ローン 物品購入資金、旅行資金、医療費、結婚資金などに	500万円	10年以内	ライフプランに合わせ、さまざまな目的にご利用いただけます。
	教育・子育て世代応援ローン 教育、車、住まいに関するもの、物品購入、旅行資金、医療費などに	500万円～1,000万円 (お使いみちにより異なります)	20年以内 (お使いみちにより異なります)	ろうきん住宅ローンのご利用者で、新生児から大学院までのお子様がいらっしゃる方がご利用いただけます。
	ろうきん コーブローン 教育、車、住まいに関するもの、物品購入、旅行資金、医療費などに	500万円	15年以内 (お使いみちにより異なります)	「長野ろうきん」に事業体として出資し、会員加入いただいている生活共同組合の組合員の方およびその方と同一生計のご家族の方がご利用いただけます。
	福祉ローン 教育資金や車の購入など目的に応じた資金、介護機器の購入など介護に必要な資金、介護・育児休業中における生活費、災害復旧に要する資金	500万円	10年以内	育児期間中の勤労者の方、ひとり親世帯の方、身障者手帳を保持している方、身体障がいの方と生計を一にするご家族、介護を必要とする方と同居しているご家族、介護・育児休業中または取得する方がご利用いただけます。
	災害救援ローン 被災住宅の修理・改修などの復旧工事費、被災による家財道具購入費、傷病の入院・治療費、災害復旧に要するその他生活資金および当座の生活資金	1,000万円 (お使いみちにより異なります)	10年以内 (被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建替費、代替住宅の購入費については20年以内)	地震や台風などの自然災害に罹災された際の復興資金等としてご利用いただけます。
無担保ローン	無担保借換えローン 「おまとめ君」 他金融機関から複数ローンの一本化・借換え	500万円	10年以内	ろうきんの会員に属する組合員の方の限定商品です。
継続支援融資制度 「アシスト」	自動車・教育・住宅・冠婚葬祭・福祉・介護などの生活資金	100万円～200万円 (お使いみちにより異なります)	10年以内 (お使いみちにより異なります)	当金庫の多重債務支援スキームに則した負債整理を実施した場合、目的が明確な生活資金・住宅資金について融資を可能とする制度です。 ろうきんの会員に属する組合員の方の限定商品です。
技能者育成 資金融資	職業能力開発総合大学校および公共職業能力開発施設等における職業訓練期間中の生活費	職業能力開発施設等発行の「確認書」記載金額 (上限300万円)	据置期間 + 10年以内 ※据置期間=訓練期間+1ヶ月 (5年を限度)	優れた技能者を育成するためのサポートとして、優秀な成績を修め、かつ経済的な理由により職業能力開発総合大学校および公共職業能力開発施設等（以下、能開施設）の行う職業訓練を受けることが困難な訓練生のうち、能開施設の長から推薦のあった者に対して、融資を可能とする制度です。

ローンの種類	お使いみち	ご融資限度額	ご返済期間	しくみ・特徴	
無担保ローン	求職者支援 資金融資	職業訓練受講中の生活資金	配偶者、子又は父母等を有する者 120万円～240万円 それ以外 (単身者等) 60万円～120万円 (訓練期間により異なります)	10年以内 (融資額50万円未満は5年以内)	職業訓練受講中の生活維持をはかることを目的とした融資制度です。
有担保ローン	住宅ローン 	新築・増改築・土地購入・借換えなど	7,000万円	35年以内	固定金利選択型、全期間固定金利型、全期間変動金利型がございます。 1. ローン事務無料 2. 隨時返済の手数料も無料 3. 団体信用生命保険(借入額全額)付 4. 保証料は毎月払い
	金利上限付変動金利型住宅ローン 「キャップローンミラクル6」	新築・増改築・土地購入・借換えなど		20年以内	上限金利付の安心感はそのままに、6タイプのキャップローンからご利用いただけます。
	フラット35	新築、中古住宅購入、借換え	100万円～8,000万円	15年以上 35年以内	住宅金融支援機構の証券化支援事業を活用した長期固定金利型の住宅ローン。
	災害救援ローン	被災住宅の修理・改修などの復旧工事費、被災による家財道具購入費、傷病の入院・治療費、災害復旧に要するその他生活資金および当座の生活資金	5,000万円	35年以内	自然災害に罹災された際の復興資金等としてご利用いただけます。
NPOサポートローン	NPO活動における運転資金・設備資金・つなぎ資金にご利用いただけます。				
公的資金	住宅金融支援機構、日本政策金融公庫教育ローン				

共済代理業務および損保窓口業務

業務	業務の概要
共済代理業務	全労済（全国労働者共済生活協同組合連合会）の代理店として、「労金住宅ローン専用火災共済」および「火災共済・自然災害共済」の代理募集の取扱いを行っています。
損保窓口業務	損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

キャンペーン情報



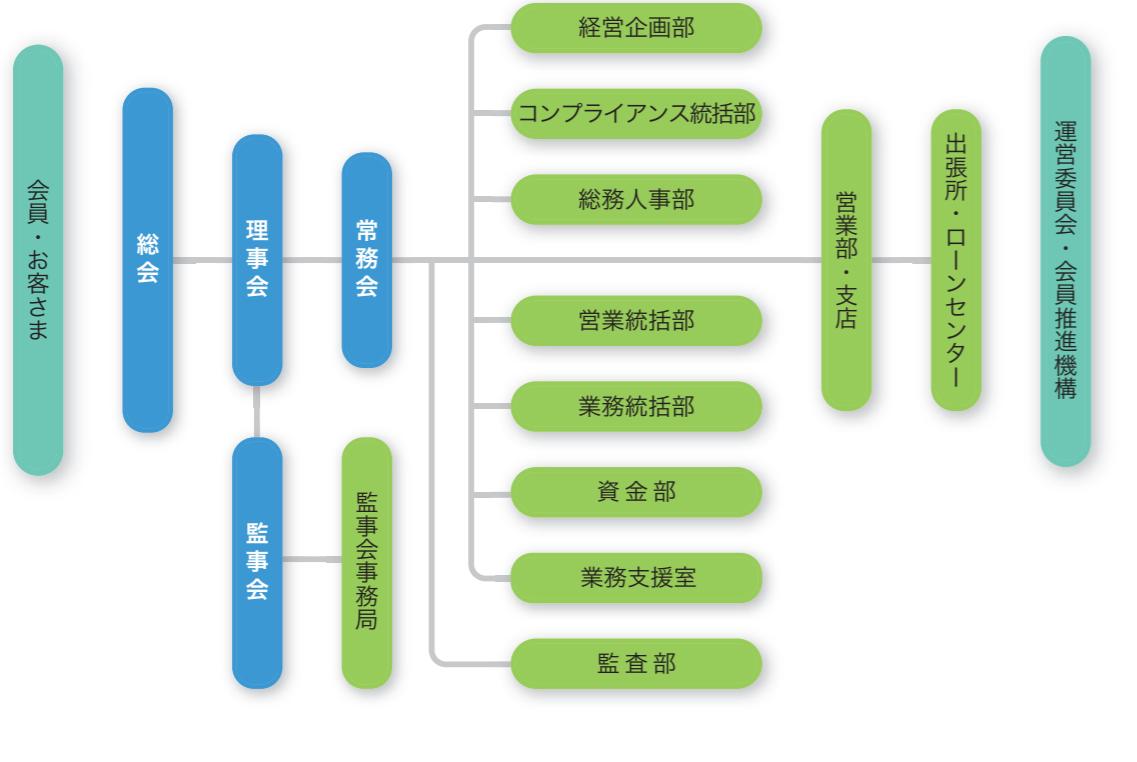
【キャンペーン】2014.4.1火▶9/30火

ご融資金額 最高500万円	ご返済期間 最長10年	担保・保証人 原則不要	ご返済方法 毎月返済または毎月ボーナス併用返済
------------------	----------------	----------------	----------------------------

◆ご利用いただく保証機関によって、お使いみちの範囲・ご融資金額・ご返済期間等が異なる場合があります。
ホームページから仮審査のお申込ができます。

組織・役員の体制

組織



役員

理事長	奥原 一由	JAM甲信	理事	滝澤 芳則	JAM松山労働組合
専務理事	市川 育雄	員外	理事	豊田 秀明	安曇野市職員労働組合
常務理事	征矢 寿雄	員外	理事	中島 和彦	セイコーエフソソ 労働組合
理事	有賀 栄治	IHIエアロマニュファクチャリング 労働組合	理事	長瀬 一治	員外
理事	井口 哲	日本電産サンキュー 労働組合	理事	濱 文智	アルピコ労働組合 諫訪バス支部
理事	北原 正喜	長野県職員労働組合	理事	柳瀬 一晃	昭和電工ユニオン 大町支部
理事	小池 政和	電機連合長野地方協議会	常勤監事	小池 正一	員外
理事	神山 勝	長野市職員労働組合	監事	塚田 英和	富士通システムズ・ イースト労働組合
理事	小林 君男	長野電鉄労働組合	監事	橋本 明典	長野県教職員組合
理事	小林 直樹	JAM多摩川精機労働組合	監事	林 光彦	NTN労働組合長野支部
理事	小宮山 満明	千曲バス労働組合	監事	山崎 勝巳	員外
理事	高橋 精一	全日本自治団体労働組合 長野県本部			

常勤役員等の兼任

労働金庫法第35条（兼職または兼業の制限）第1項における内閣総理大臣および厚生労働大臣の認可を受けて兼任を行っている常勤役員はおりません。

沿革・歩み

年	月	事項
1951年 (S26)	12月	信用協同組合長野県労働金庫創立総会
1952年 (S27)	2月	県庁内に事務所開設・営業開始
	4月	第1回通常総会
1953年 (S28)	10月	労働金庫法施行
1954年 (S29)	3月	労働金庫法による事業免許正式認可
	7月	預金量1億円突破
1961年 (S36)	5月	創立10周年記念式典挙行
	12月	預金量10億円突破
1967年 (S42)	11月	長野県労働金庫奨学会設立
1970年 (S45)	8月	NCR42号機導入（普通預金初の機械化）
1971年 (S46)	7月	預金量100億円突破
1972年 (S47)	1月	全国労金第一の財形貯蓄「虹の預金」取扱開始
	4月	オフラインによるコンピュータ稼働開始
1977年 (S52)	12月	長野県収納代理金融機関の指定
1981年 (S56)	8月	全店でオンラインスタート
	12月	創立30周年記念日に預金量1,000億円突破
1982年 (S57)	3月	長野県労働者福祉基金協会設立
	7月	CD全店で稼働開始
1984年 (S59)	9月	全銀データ通信システムへ加盟
1987年 (S62)	4月	株式会社長野労金サービス営業開始
	9月	マイプラン取扱開始
1988年 (S63)	4月	国債窓口業務取扱開始
	4月	外国通貨の両替業務取扱開始
1989年 (H元)	7月	預金量2,000億円突破
1990年 (H 2)	7月	全国キャッシュサービス(MICS)加入
	2月	カードローン「車天狗」特別キャンペーン
	5月	「サンデーパンキング」スタート
	7月	融資量1,000億円突破
	11月	「ろうきんビル」オープン
1991年 (H 3)	5月	全国統一オンラインシステム(ユニティ)移行
	12月	預金量3,000億円突破
1992年 (H 4)	6月	固定・変動選択型住宅ローン 「選択宣言」発売
1994年 (H 6)	8月	融資量1,500億円突破
1995年 (H 7)	4月	「ホリデーパンキング」スタート
	11月	カードローン「ミニット」、「ハイパーΣ定期」発売
1996年 (H 8)	4月	カードローン「ミニット」、「ハイパーΣ定期」発売
1997年 (H 9)	11月	カードローン「ミニット」、「ハイパーΣ定期」発売
1998年 (H10)	4月	融資量2,000億円突破
	9月	融資量2,000億円突破
1999年 (H11)	1月	郵便局ATMとのオンライン提携スタート
	10月	投資信託窓口販売業務の開始
	3月	ろうきん・郵貯ジョイントカードの取扱開始
	3月	デビットカードサービスの開始
2000年 (H12)	10月	「ローンセンター松本」オープン
	10月	創立50周年記念キャンペーン 車天狗10周年記念キャンペーン
	12月	郵貯との相互送金サービス開始
2001年 (H13)	1月	他行ATM利用手数料キャッシュバック サービススタート
	6月	創立50周年記念式典
	6月	預金量4,000億円突破
	6月	NPO・ボランティア団体助成金制度の創設
	10月	インターネットパンキングのサービス開始
2002年 (H14)	10月	「ローンセンター上田」オープン
2003年 (H15)	5月	ユニティ新システムスタート
	1月	MPN(ペイジー)スタート
	4月	ZATTS(財形・エース電話振替サービス)取扱開始
	6月	「伊北出張所」「ローンセンター伊北」オープン セブン銀行とのATM提携
	9月	「ローンセンター松本」移転オープン
	10月	「ローンセンター稻里」オープン
	11月	「自動貸越サービス」発売
2004年 (H16)	11月	「ヨーロッパ」取扱開始
	10月	わたしの積立「chou-chou シリーズ」 取扱開始

全国労働金庫の概況

全国労働金庫の概況

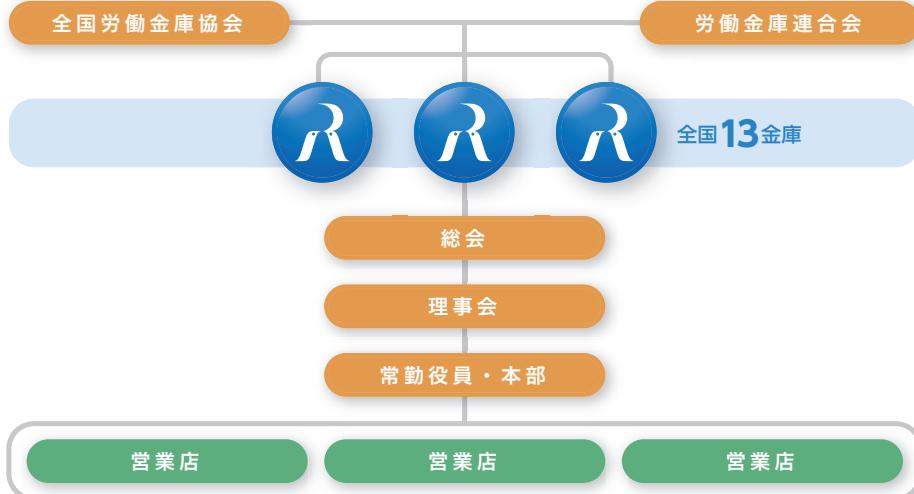
(2014年3月末現在)
(単位:百万円)

金庫数	13金庫
店舗数	639店舗
出資金	959億円
会員数	157,978会員
うち団体会員数	55,350会員
うち個人会員数	102,628会員
間接構成員数	10,359,428人
常勤役員数	113人
職員数	10,822人

金庫名	預金残高	融資残高
北海道	890,682	657,360
東北	1,665,887	1,088,216
中央	5,367,654	3,676,049
新潟県	744,998	386,447
長野県	569,888	314,109
静岡県	980,779	639,034
北陸	693,975	409,581
東海	1,438,745	1,146,071
近畿	2,016,138	1,243,193
中国	1,109,646	626,811
四国	598,716	363,403
九州	1,712,991	1,169,704
沖縄県	224,101	134,272
合計	18,014,205	11,854,256

※預金残高は譲渡性預金を含みます。

組織図



ろうきん業態セーフティネット

お客様の預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。ろうきんでは、この「預金保険制度」とは別に、ろうきん業態独自のセーフティネットを用意しています。

1番目の柱は、全国労働金庫協会（労金協会）及び労働金庫連合会（労金連）による定例的な経営状況のモニタリングと労働金庫監査機構による監査です。経営上の問題が認められる場合には、その問題の程度に応じて必要な措置を講じ、問題の早期改善を図ること

としています。

また、労働金庫監査機構は、全国ろうきんの監査を実施し、指導を行っています。

2番目の柱は、労働金庫連合会の金融機能を活用した「ろうきん相互支援制度」です。万一、ろうきんに経営上の問題が生じ、支援が必要となった場合には、労働金庫連合会が緊急資金の貸出しや資本注入、資金援助を行うことにより経営をサポートします。

2014

ディスクロージャー誌

財務データ

財務データ① 「単体情報」

～長野県労働金庫の経営状況～

●貸借対照表	38
●損益計算書	39
●剩余金処分計算書	39
●経営指標	42
●自己資本比率	42
●預金	50
●預金及び貸出金にかかる指標	50
●貸出金	51
●資産査定に係る各種基準の比較	52
●リスク管理債権及び同債権に対する保全状況	53
●金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況	53
●会員・出資金	54
●有価証券に関する指標	54
●有価証券の時価情報	55
●金銭の信託の時価情報	56
●デリバティブ取引等	56
●窓口販売・職員の状況等	56
●報酬等に関する事項	57

●金額、比率の表示方法

1. 金額単位

(1) 各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

(ただし、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条「資産の査定の公表」の規定に基づくものについては、金額単位未満を四捨五入しています。)

(2) 小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。

(3) 期中増減額(比率)、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。

(ただし、官庁報告に関わる諸比率等については、そのまま記載しています。)

2. 諸利回り・諸比率

小数点第3位を切り捨てし、第2位までを記載しています。

財務データ② 「連結情報」

～長野県労働金庫とその子会社の連結経営状況～

●事業概況	58
●連結貸借対照表	58
●連結損益計算書	59
●連結剩余金計算書	59
●自己資本比率(連結)	62
●リスク管理債権及び同債権に対する保全状況(連結)	67
●連結セグメント情報	67

自己資本比率（連結）

●自己資本の充実の状況

項目	2012年度末	2013年度末
連結自己資本比率（国内基準）	17.39	16.66

(注) 当金庫連結グループは、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、連結自己資本比率を算出しています。
この告示は2013年3月8日に改正され、2014年3月31日から改正後の告示（以下「新告示」といいます。）が適用されております。このため、2012年度（平成24年度）末についてはそれ以前の告示（「旧告示」といいます。）に基づく結果を、2013年度（平成25年度）末においては新告示に基づく結果をそれぞれ開示しております。
また、当金庫連結グループは国内基準を採用しております。

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

項目	2012年度末	2013年度末
基本的項目 (Tier 1)		
出資金	2,491	
利益剰余金	40,771	
計(A)	43,262	
補完的項目 (Tier 2)		
一般貸倒引当金	3	
計(B)	3	
控除項目		
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスボージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス	—	
計(C)	—	
自己資本		
(A)+(B)-(C)(D)	43,266	
資産(オン・バランス項目)	233,549	
オフ・バランス項目	255	
リスク・アセットの額(E)	233,805	
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額(F)	14,885	
計(E)+(F)(G)	248,690	
連結Tier1比率(A)/(G)×100	17.39	
連結自己資本比率(D)/(G)×100	17.39	
(注) 1. 2012年度末の「その他有価証券の評価差損(△)」は、2014年3月30日までの間、「平成24年金融庁・厚生労働省告示第8号」に基づく特例に従い当該金額を控除しておりません。 2012年度末において、「その他有価証券評価差損」の計上はございません。 2. 当金庫連結グループは、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、連結自己資本比率を算出しています。 この告示は2013年3月8日に改正され、2014年3月31日から改正後の告示が適用されております。このため、2012年度（平成24年度）末については旧告示に基づく結果を、2013年度（平成25年度）末においては新告示に基づく結果をそれぞれ開示しております。 また、当金庫連結グループは国内基準を採用しております。		
自己資本の額((E)-(F))	(H)	44,063
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	249,904	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△40,424	
うち、無形固定資産(のれん)及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。の額	27	
うち、無形固定資産(のれん)の額	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツの額	27	
うち、他の金融機関等に係る資産の額	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	
うち、総資本に係る調整項目の額	(口)	—
自己資本		
自己資本の額((E)-(F))	(H)	44,063
リスク・アセット等(3)		
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,509	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	264,413
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((H)/(二))	16.66%	

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1)-コア資本に係る調整項目の額(注2))}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3)+オペレーションナル・リスク相当額}\times 12.5\text{(注4)}} \times 100$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計。
(注2) 無形固定資産、総延税金資産、自己保有の普通出資、労働金庫連合会への普通出資等の合計。
(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフバランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関連携エクスボージャーの額の合計額。
(注4) 8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

●自己資本調達手段の概要

2013年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫連結グループの自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：長野県労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,486百万円
普通株式	①発行主体：長野労金サービス
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：一百万円

●連結の範囲に関する事項

・連結の範囲について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号。以下、「自己資本比率告示」といいます。）第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社」と「連結財務諸表規則第5条に関する規制に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違ありません。

・告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものはありません。

・告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社（金融子会社、金融業務を営む会社、及び保険子法人等）に該当するものはありません。

・労働金庫法（昭和28年法律第227号）第58条の3第1項第1号イに掲げる業務を専ら営むもの（労働金庫の行う業務に付随する業務を専ら営む会社）、若しくは同項第2号に掲げる会社（新たな事業分野を開拓する会社）であって、連結グループに属していない会社に該当するものはありません。

・連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は設けておりません。

以下の連結自己資本比率に関する項目内容については、単体と同一の内容であるため、単体自己資本比率の該当ページをご参照ください。

開示の内容	該当ページ
●自己資本の充実度に関する評価方法の概要	44頁
●信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要	47頁
●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	47頁
●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要	47頁
●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要	48頁
●証券化エクスボージャーに関する事項（証券化エクスボージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要等）	48頁
●出資等エクスボージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要	48頁
●金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要	49頁
●オペレーションナル・リスクに関する事項	49頁

- (注) 1. リスク・アセットとは、連結貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
連結貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをともなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、連結貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係わるものです。
2. 所要自己資本リスク・アセット×4%
3. 「エクスボージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスボージャーのことです。
6. 標準的手法が適用されるボートフォリオごとのエクスボージャーのうち「その他」は、出資、複数の資産を裏付けとする資産、固定資産等です。
7. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことといいます。
8. オペレーションナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外的な事象により損失が発生しうるリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

開示項目一覧

A及びBは、労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目です。

Cは、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条による開示項目です。

Dは、労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等に基づく開示項目です。

Eは、労働金庫法施行規則第114条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項を定める件に基づく開示項目です。

A. 単体

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1) 事業の組織	□	34
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	□	
(3) 事務所の名称及び所在地	□	32
(4) 当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者	□	

2. 金庫の主要な事業の内容

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1) 事業の概況	6~7
(2) 主要な事業の状況を示す指標		
イ. 経常収益		
ロ. 経常利益		
ハ. 当期純利益		
ニ. 出資総額及び出資総口数		
ホ. 純資産額	42
ヘ. 総資産額		
ト. 預金積金残高		
チ. 貸出金残高		
リ. 有価証券残高		
ス. 単体自己資本比率		
ル. 出資に対する配当金	54
ヲ. 職員数	56

(3) 事業の状況を示す指標

① 主要な業務の状況を示す指標		
イ. 業務粗利益及び業務粗利益率		
ロ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支		
ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利潤	42
ニ. 受取利息及び支払利息の増減		
ホ. 総資産経常利益率		
ヘ. 総資産当期純利益率		

②預金に関する指標

イ. 預金の種類別内訳（平均残高）	□	
ロ. 定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）	□	50

③貸出金等に関する指標

イ. 貸出金の科目別内訳（平均残高）	□	
ロ. 貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）	□	
ハ. 貸出金・債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）	51

④預金に関する指標

イ. 商品有価証券の種類別内訳（平均残高）	□	
ロ. 有価証券の種類別・残存期間別の残高	54・55
ハ. 有価証券の種類別内訳（平均残高）	□	

⑤信託業務の状況

イ. 預託率（期末値・期中平均値）	50
ロ. 預託率（期末値・期中平均値）	50

4. 金庫の事業の運営に関する事項

(1) リスク管理の体制	16・17
(2) 法令遵守の体制	12~15
(3) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容（苦情等への対応）	14

5. 財産の状況に関する事項

(1) 貸借対照表	38
(2) 損益計算書	□	
(3) 剰余金処分計算書	□	39

(4) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額		
①破綻先債権		
②延滞債権		
③3か月以上延滞債権		
④貸出条件緩和債権		
⑤合計額		53
(5) 自己資本の充実の状況	42~44
(6) 有価証券	54・55
(7) 金銭の信託	56
(8) 労金法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引	□	56
(9) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	□	46
(10) 貸出金償却の額	
(11) 会計監査人の監査	39

B. 連結

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項

(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成		
(2) 金庫の子会社等に関する事項		
イ. 名称		
ロ. 主たる営業所又は事務所の所在地		
ハ. 資本金又は出資金		
ニ. 事業の内容		
ホ. 設立年月日		58
ヘ. 金庫の保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合		
ト. 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合		

2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

(1) 事業の概況		
(2) 主要な事業の状況を示す指標		
イ. 経常収益		
ロ. 経常利益		
ハ. 当期純利益		
ニ. 純資産額		
ホ. 総資産額		
ヘ. 連結自己資本比率		

3. 金庫及びその子会社等の財産の状況に関する事項

(1) 連結貸借対照表	58
(2) 連結損益計算書	□	59
(3) 連結剰余金計算書	□	
(4) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額		
①破綻先債権に該当する貸出金		
②延滞債権に該当する貸出金		
③3か月以上延滞債権に該当する貸出金		
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金		
⑤合計額		67
(5) 自己資本の充実の状況	62・63
(6) 連結セグメント情報	67

C. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条による開示項目

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
2. 危険債権		
3. 要管理債権		
4. 正常債権		53

D. 労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等に基づく開示項目

報酬等に関する事項	57
-----------	-------	----

E. 労働金庫法施行規則第114条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項を定める件に基づく開示項目

(単体事業年度の開示項目)

1. 定性的な開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要	44
(2) 金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	44
(3) 信用リスクに関する事項	47
(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針 および手続きの概要	47
(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要	48
(6) 証券化エクスポートジャヤーに関する事項	48
(7) オペレーション・リスクに関する事項	49
(8) 出資等エクスポートジャヤーに関するリスク管理の方針 および手続きの概要	49
(9) 金利リスクに関する事項	49

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の構成に関する開示事項	43
(2) 自己資本の充実度に関する事項	44
(3) 信用リスクに関する事項	45~47
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	47
(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	48
(6) 証券化エクスポートジャヤーに関する事項	48
(7) 出資等エクスポートジャヤーに関する事項	48
(8) 金利リスクに関する事項	49

(連結会計年度の開示項目)

1. 定性的な開示事項

(1) 連結の範囲に関する事項	63
(2) 自己資本調達手段の概要	63
(3) 連結グループの自己資本の充実度に関する 評価方法の概要※	44
(4) 信用リスクに関する事項※	47
(5) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針 および手続きの概要※	47
(6) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要※	48
(7) 証券化エクスポートジャヤーに関する事項※	48
(8) オペレーション・リスクに関する事項※	49
(9) 出資等エクスポートジャヤーに関するリスク管理の方針 および手続きの概要※	48
(10) 金利リスクに関する事項※	49

※上記(3)~(10)については、単体と同一内容であるため、単体
自己資本比率の該当ページとなります。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の構成に関する開示事項	62
(2) 自己資本の充実度に関する事項	63
(3) 信用リスクに関する事項	64~65
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	66
(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	66
(6) 証券化エクスポートジャヤーに関する事項	66
(7) 出資等エクスポートジャヤーに関する事項	67
(8) 金利リスクに関する事項	67